

第7条（報酬の返還）

乙は、新規採用者が入社の日から90日以内に自己都合（死亡、病気または甲の責に帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、前条第1項の報酬額の50%を甲に対して返還する。
この場合、甲は乙に対して、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面または電子メールにより通知し、乙は、これを受け退職を確認したうえで甲へ返還する。